

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
災害公営住宅整備事業	舟沢地区	南三陸町

図面記号	M-6	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使 用収益権が設定 されている場合 (※2)		土地利用 区分					
					登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は 名称	農振法	都市 計画法				
		南三陸町歌津字舟沢	126番の一部	田	田	846のうち 91				農振地域外	都市計画区域外				
		南三陸町歌津字舟沢	118番の一部	田	田	4,665のうち 0.22				農振地域外	都市計画区域外				
		計				91.22 m <sup>2</sup>									
転用する ことによつ て生ずる付 近の農地作 物等の被害 の防除施設 の概要	雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路側溝により排水し、地区外の既設道路側溝及び国道45号の側溝を経て田の浦川へ放流する。 汚水排水については、合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区内の道路側溝に排水する。 計画地の北側には排水しないこととしており、営農に支障を生じない。														

記載上の注意事項

- 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。  
この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。